

佐倉市入札監視委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市入札監視委員会設置要綱（平成18年4月1日制定。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、佐倉市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(定例委員会)

第2条 要綱第2条第1号に規定する委員会への報告対象事業は、市が行った入札及び随意契約とする。ただし、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）第141条各号に規定する額を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持のため秘密にする必要のあるものは除くものとする。

2 定例会議は、原則として年2回開くものとする。

3 定例委員会は、発注方法ごとに件数を記載した総括表（第1号様式（1））、低入札価格調査実施案件一覧表（第1号様式（2））、審議事案説明書（第2号様式）、指名停止業者一覧表（第3号様式）及びその他委員会が必要と認めるものにより行うものとする。なお、審議事案説明書には、次の資料を添付するものとする。

- (1) 入札公告（公表文）、入札説明書、指名通知書、指名業者選定理由書及び随意契約理由書のうち該当するもの
 - (2) 開札調書
 - (3) 契約書（写し）
 - (4) 工事概要説明関係資料等
- （審議事案の抽出）

第3条 定例会議において審議の対象となる事案は、発注事業一覧表（第4号様式）の中から、委員長があらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）が発注方法別に抽出するものとする。

- 2 抽出は、各発注方法から1件以上、合計で10件以内とし、会議の4週間前までに行うものとする。
 - 3 契約担当課長は、審議事案が抽出されたときは、速やかに当該事業の発注所属の長に対し、審議事案説明書等の提出等について通知するものとする。
- （当番委員）

第4条 当番委員は、委員の輪番制とし委員長が指名するものとする。

2 当番委員は、審議に際し、自ら行った抽出結果について委員会に報告するものとする。

（入札及び契約に係る再苦情の処理）

第5条 要綱第2条第3号に規定する事務（以下「再苦情処理」という。）に関する審議資料は次のとおりとする。

- (1) 再苦情処理事案説明書（第5号様式）

- (2) 苦情申立書
 - (3) 苦情の申立てに対する回答書
 - (4) 再苦情申立書
 - (5) 審議事案説明書（第2号様式）及び添付資料
- 2 再苦情処理に関する委員会は、前項に定める資料に基づき審議を行うものとする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、市長、行政委員会の長（以下「市長等」という。）に説明を求めることができるものとする。
- （再苦情申立ての却下の委任）

第6条 要綱第7条に規定する再苦情申立ての却下について、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の意見を聴かずに、市長において却下することができる。

- (1) 申立て期間を過ぎたもの
 - (2) 一次苦情の申し立てを行っていない者からの再苦情申立て
 - (3) 一次苦情の申し立てを却下された者からの再苦情申立て
- 2 市長は、前項により却下の決定を行った場合は、次の委員会において報告しなければならない。

（成績評定に係る再苦情（再説明請求）の処理）

第7条 要綱第2条第4号に規定する事務（以下「再説明請求処理」という。）に関する審議資料は、次のとおりとする。

- (1) 再説明請求処理事案説明書（第6号様式）
 - (2) 成績評定に係る説明請求書
 - (3) 成績評定に係る説明書（回答）
 - (4) 成績評定に係る再説明請求書
 - (5) その他関係資料
- 2 再説明請求処理に関する会議は、前項に定める資料に基づき審議を行うものとする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、市長等に説明を求めることができるものとする。
- 4 委員会が必要と認めるときは、成績評定等に関し識見を有する技術者等の意見を聞くことができるものとする。ただし、当該技術者等は、当該事業に関して利害関係を持つ者であってはならない。

（委員会の委員）

第8条 自ら業を営む者、業者の顧問等特定の業者と密接な関係にある者又は佐倉市の職員であった者を委員に委嘱しないものとする。なお、任期中に特定の業者と密接な関係にある者となる場合には、速やかに委員の改選を行う。

- 2 委員の報酬については、20,000円を支給する。
- 3 委員の旅費については、前項に規定する報酬に含むものとする。

(委員会開催の特例)

第9条 緊急やむを得ない事情があり、委員会を開くことができない場合には、書類の回議をもって委員会に代えることができるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月2日決裁佐契第498号）

この要領は、決裁日から施行する。

附 則（令和6年3月21日決裁佐契第1220号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。